

柏崎市立地適正化計画 をつくります。



柏崎市では、人口減少・少子高齢社会であっても、暮らしやすく持続可能なまちを目指すため、立地適正化計画を策定します。
計画策定に至った経緯と、計画に定める内容・スケジュール等について説明します。

● 柏崎市の人口推移

- ・ 柏崎市の人口は、平成7年(1995年)の10万人をピークに年間約1,000人ずつ減少しています。
- ・ 現在(令和2年(2020年)4月)の人口は約8.2万人です。
- <20年後(2040年)の人口特性(国立社会保障・人口問題研究所の推計)>
- ・ 今から約2.2万人減り、6万人を下回ります。
- ・ 生産年齢人口、年少人口の減少が顕著です、現在と比べ約40%減少します。
- ・ 市内に住んでいる4人に1人が75歳以上の後期高齢者となります。
- ・ 暮らしを支える側(主に税金を納める生産年齢人口)と支えられる側(年少人口・高齢人口の合計)の人口が逆転します。

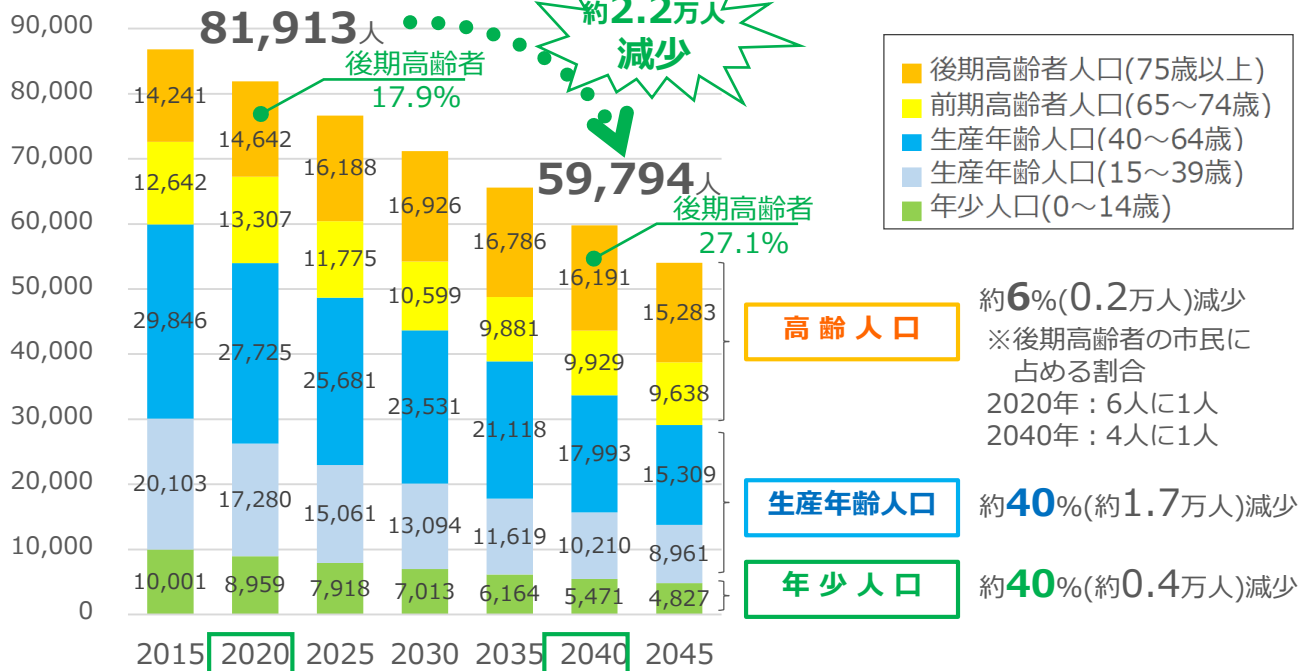
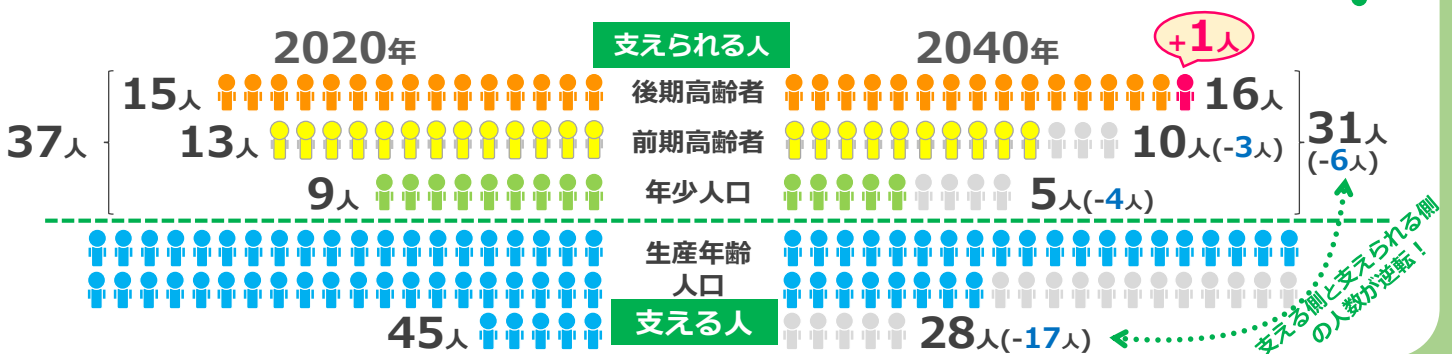


図 - 柏崎市の人口推計

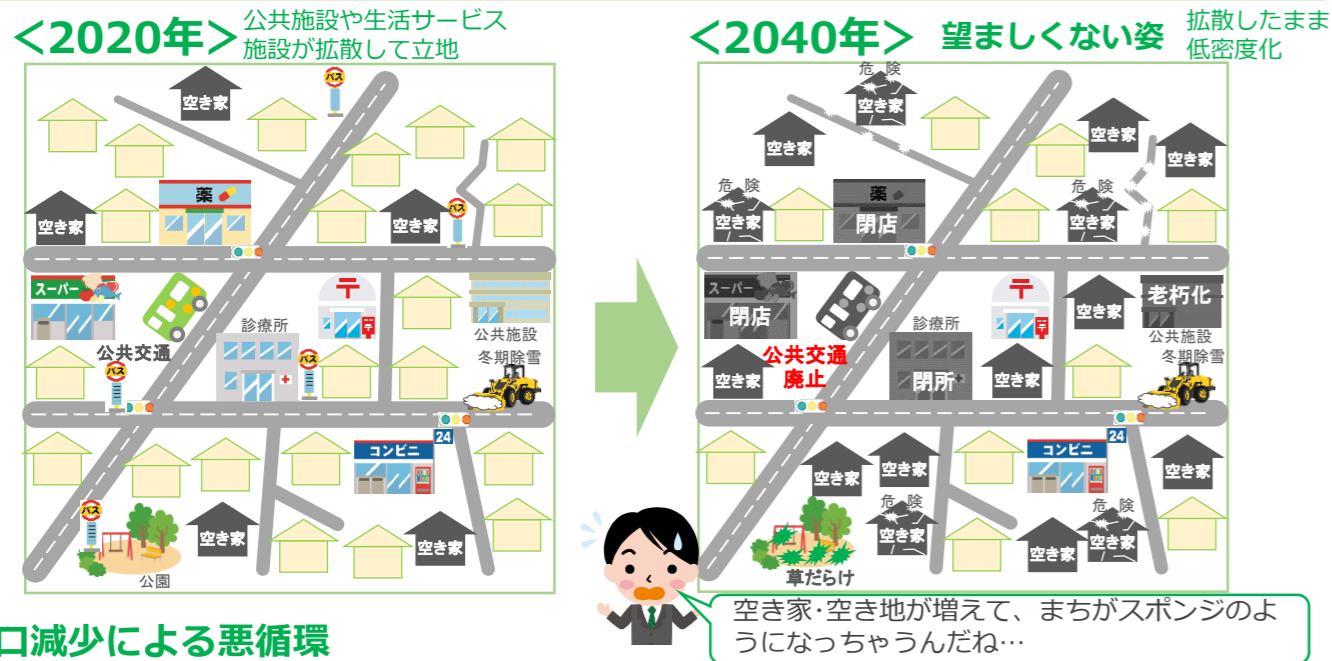
参考 人口構成の比較 (人口1,000人を 1人として例えると…)



人口減少・少子高齢化の影響

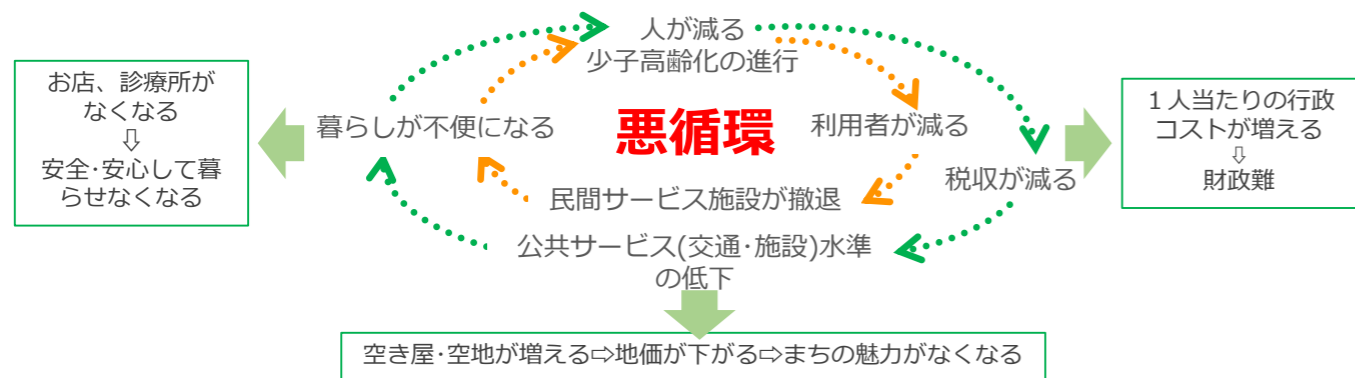
●20年後に想定されるまちのすがた

- 人口減少により、利用者が減った医療・商業などの民間サービス事業者は、経営が成り立たなくなり撤退・廃業することが想定されます。
- 人がまばらに住んでも、維持管理する道路など公共施設の量は変わりません。人口減少で税収が減少するため、公共交通を始めとした公共サービスが現状の水準を維持できなくなる可能性があります。また、高度経済成長期に建設された施設の老朽化が進んでおり、施設の維持更新にさらに費用がかかります。
- まちには空き家・空き店舗が増加し、治安の悪化が懸念されます。



●人口減少による悪循環

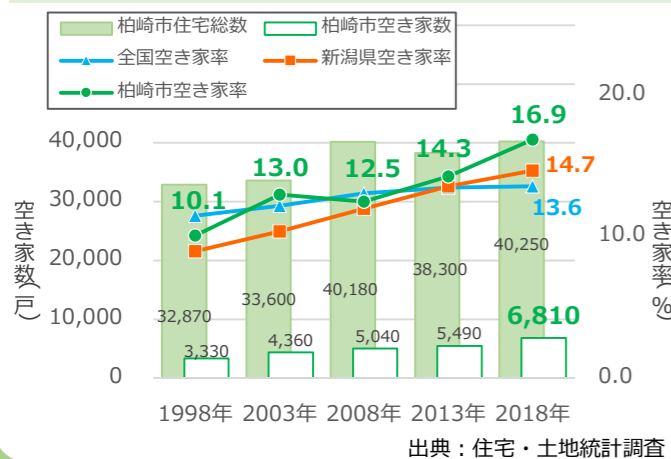
- このまま人口が減少すると、『人が減る ⇒ 暮らしが不便になる』の悪循環に陥ります。
- この悪循環が続くと、安全・安心して暮らし続けることが難しくなります。



参考1 空き家率の推移

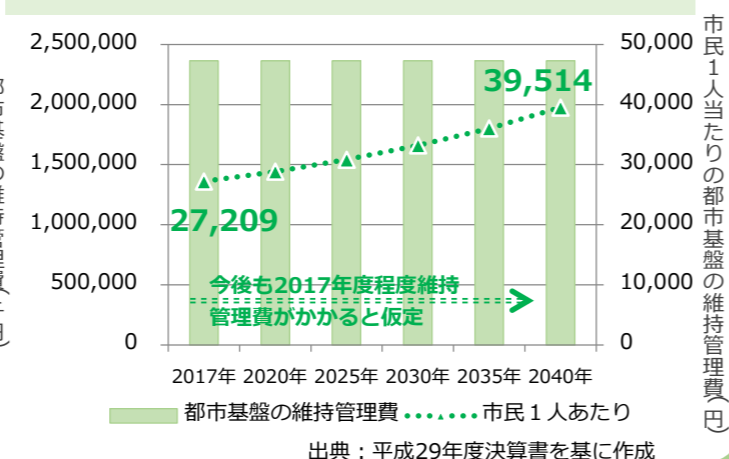
空き家は年々増加しています。2018年度における市内の空き家数は6,810戸(全体の約16.9%)あり、これは全国平均、新潟県平均よりも高くなっています。

※H30年時点で、約6軒に1軒は空き家です。



参考2 道路・公園・河川等の維持管理費の予測

市が管理する道路、公園、河川等の量が20年後も変わらず、その時に市内に住んでいる人で維持管理費を負担すると仮定すると、20年後の市民1人あたりの維持管理費は今より約1.2万円/年増加します。



立地適正化計画の必要性

●計画的なまちづくりの必要性

人口減少による悪循環を断ち、将来にわたり安全・安心して暮らし続けるためには、まちをコンパクトにしなければなりません。しかし、すぐにコンパクトなまちにすることはできないため、立地適正化計画による計画的なまちづくりが必要です。

●立地適正化計画とは

- 過去の人口増加で拡散したまちを人口減少に合わせ、コンパクトにするための計画です。
- 一定のエリアに都市機能や生活サービスを充実させて暮らしの質を高めるために、緩やかに居住の誘導を図ることで、持続可能なまちを目指します。
- この計画は、都市計画マスタープランの一部として位置付けられます。
- 立地適正化計画と公共交通の計画は車の両輪に例えられます。どちらも人口減少下のまちづくりには重要であり、連携して取り組む計画です。



生活する人が一定程度維持できれば、生活サービス施設も維持できるし、暮らしやすいまちになるんだね！

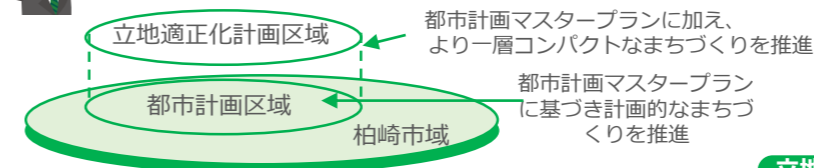


図 - 立地適正化計画の対象区域

●立地適正化計画で定める事項

- 立地適正化計画には以下の事項を定めます(必須事項)。
- 立地適正化計画の区域(都市計画区域全体とすることが基本)
 - 住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針
[まちの現状・課題を把握・分析し、まちづくりの目標や目指すべき将来像を示すと同時に、達成状況を把握] できるよう、定量的な目標を設定します。
 - 居住誘導区域と居住を誘導するための施策
 - 都市機能誘導区域と誘導すべき施設及び当該施設の立地を誘導するための施策

※令和2年度以降に策定する立地適正化計画では、空き家・空き店舗、低未利用地等の利活用や土砂災害等の災害ハザードを踏まえた防災指針の記載が**必須事項**となっています。

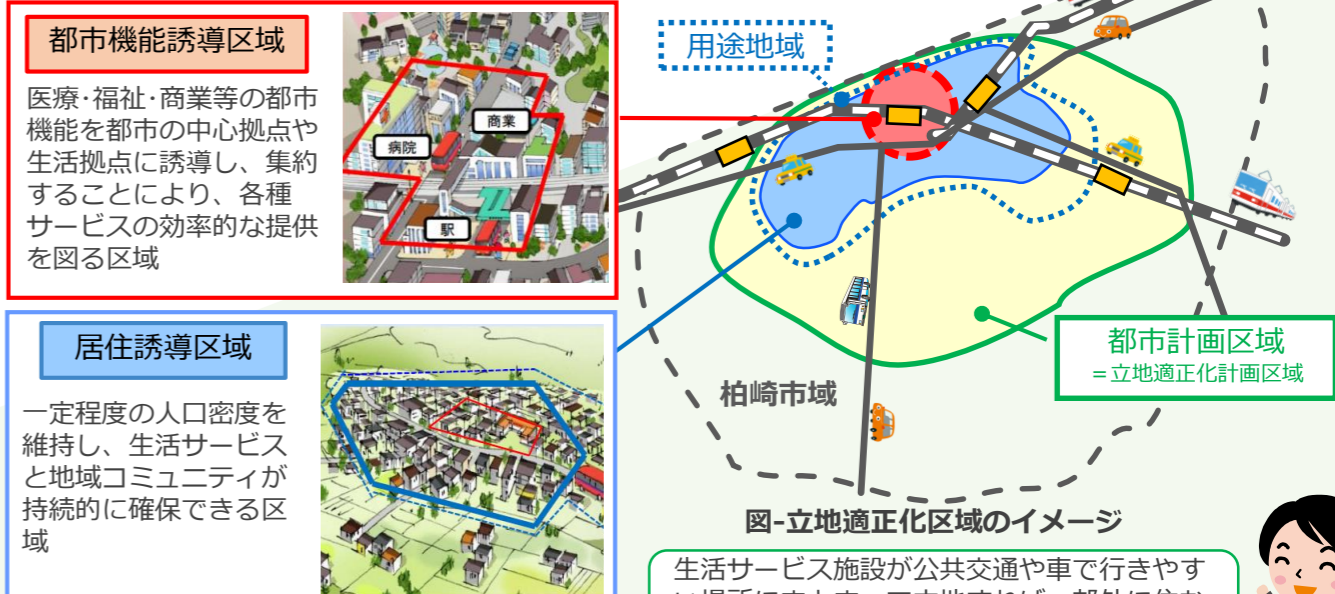


図-立地適正化区域のイメージ

生活サービス施設が公共交通や車で行きやすい場所にまとまって立地すれば、郊外に住む人々も行きやすい便利になるね！



こうならないために...

出典：改正都市再生特別措置法について(国土交通省)を基に作成

関連計画

・関連計画と整合を図り策定します。



計画策定のポイント

・国土交通省作成の立地適正化計画策定の手引きに示される検討の流れは下記のとおりです。
 ・策定にあたり、以下に示す3つのポイントが重要とされています。

ポイント1

まちづくりの方針(ターゲット)の検討

▶どのようなまちづくりを目指すのか。
 誰を対象に、何を実現するか。

ポイント2

目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)の検討

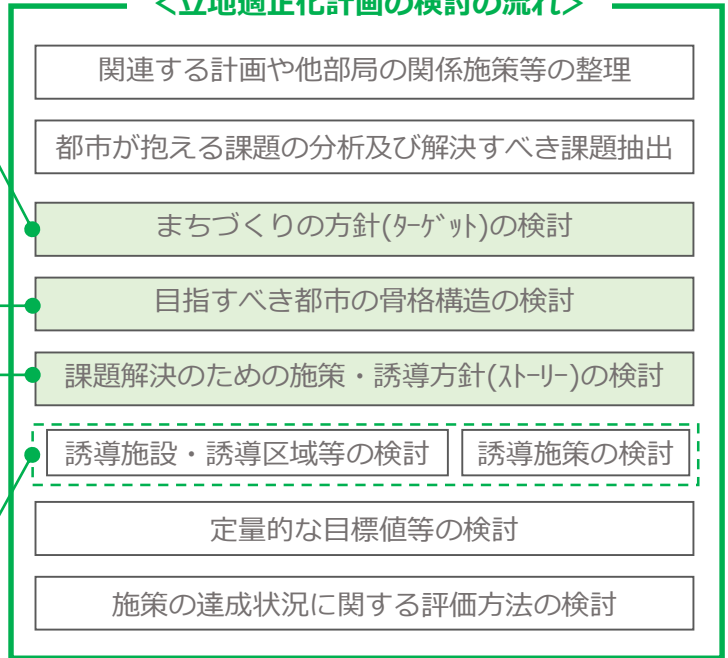
▶どこを都市の骨格にするのか。都市が抱える課題をどのように解決するのか。
 ▶どこにどのような機能を誘導するのか。

ポイント3

誘導区域等、誘導施設及び誘導施策の検討

▶誘導施設、誘導区域をどう設定するのか。
 ▶施設を誘導するため、どのような施策を講じるのか。

<立地適正化計画の検討の流れ>



出典：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)

検討スケジュール

新型コロナウイルスの感染拡大により、変更になる可能性があります。

・立地適正化計画は令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)の2か年かけて策定します。
 ・都市再生特別措置法第81条第17項の規定に基づき、計画を策定しようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなくてはならないことから、検討の各段階で都市計画審議会を開催します。



お問い合わせ先

柏崎市都市整備部都市計画課 TEL.0257-21-2298 FAX.0257-23-5116
 〒945-8511 柏崎市中心街5番50号 E-mail toshikeikaku@city.kashiwazaki.lg.jp